

いわき建設事務所道路等維持管理業務委託

公募型プロポーザル募集要領〈令和8年度版〉

1 目的

この要領は、地域の安全安心を守るため、県管理土木施設の維持管理を迅速で円滑に実施できる包括的な体制を確保することを目的に、いわき建設事務所道路等維持管理業務（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受注候補者を募集・決定する際の手続について、必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）業務名

いわき建設事務所道路等維持管業務委託

（2）内容

いわき建設事務所管内の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。

【単価契約】

① 道路維持補修・舗装維持修繕業務	38路線 L = 423.8km
② 河川維持管理業務	44河川 L = 350.6km
③ 砂防施設維持管理業務	N = 73箇所
④ 急傾斜施設維持管理業務	N = 110箇所
⑤ 地すべり防止区域維持管理業務	N = 14箇所
⑥ ダム維持管理業務	N = 1箇所
⑦ 雨量観測所管理業務	N = 12箇所
⑧ 水位観測所管理業務	N = 15箇所
⑨ 県有地管理業務	N = 1箇所
⑩ 海岸維持管理業務	L = 23.1km
⑪ 除雪業務	37路線
⑫ 凍結抑制剤人力・機械散布業務	37路線

※詳細については特記仕様書による。

【総価契約】

① 道路除草業務	除草一式
② 路面清掃業務	L = 75.0km
③ 道路パトロール業務	38路線 L = 423.8km

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）規模

過年度実績を参考に概算額で単価契約290百万円程度、総価契約220百万円程度（ともに税抜き）を想定している。

3 参加資格等

プロポーザル参加申込書を提出する者は、事業協同組合（以下「協同組合」という。）又は

共同企業体であって、協同組合は（1）の要件を、共同企業体は（2）の要件をすべて満たすものとする。

（1）協同組合

- ア 定款でいわき建設事務所道路等維持管理業務の受注を目的としていること。
- イ 組合員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の許可を得ている者であること。又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。
(建設業許可書の写しをプロポーザル方式参加申込書(様式3-1)に添付すること。)
- エ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限措置期間中の者でないこと。
- オ 組合員は、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- カ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 組合員は、県税を滞納している者でないこと。
- ク 組合員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- ケ 組合員は、令和7・8年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。
- コ 組合員は、いわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。
- (※)支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって令和7・8年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
- (建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書(様式3-1)に添付すること。)
- サ 組合員の数は2者以上とする。
- シ 過去5年間(令和3年度～令和7年度)に国又は地方公共団体から次に示す5業務のすべてを受注した実績(元請けとしての実績に限る)があること。又は5業務を受注した実績(元請けとしての実績に限る)がある組合員を含むこと。5業務の受注については、単独又は複数の別は問わない。
 - ①道路維持補修業務
 - ②舗装維持修繕業務
 - ③河川等維持管理業務
 - ④海岸維持管理業務
 - ⑤道路除雪業務(除雪業務、凍結抑制剤人力・機械散布業務)

(実績等を確認できる資料は、提案書等（様式5－2）によるものとする。)

ス いわき建設事務所管内に主任技術者を1名以上配置できる者であること。

なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

(主任技術者の名簿は、提案書等（様式5－1－1）によるものとする。)

セ 道路維持補修業務の11区域毎に業務担当者を各1名以上、作業員を各2名以上配置できる者であること。

なお、業務担当者とは区域毎に設置し、主任技術者の指示を受けて、作業員を指揮して当該区域内の業務を行う者をいう。

(業務担当者及び作業員の名簿は、提案書等（様式5－1－2）によるものとする)

ソ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）において、除雪業務の19区域毎に情報連絡員を各1名以上、除雪機械のオペレーターを計32名以上配置できる者であること。

なお、情報連絡員とは区域毎に設置し、主任技術者の指示を受けて、除雪機械のオペレーターと連絡を取り、当該業務の除雪作業を指揮する者をいう。

除雪機械のオペレーターは大型特殊自動車運転免許保有者28名以上とする。

(作業員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等（様式5－1－3）によるものとする。)

なお、業務担当者は情報連絡員を兼務することができるものとする。

タ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）において、いわき建設事務所管内に除雪機としてモーターグレーダー(3.1m級以上)17台、ホイールローダー(トラクタショベル(0.5～2.0m³))11台、凍結抑制剤散布装置4台、ダンプトラック(2t)4台を配置できる者であること。（リース見込みを含む。）

(除雪機械は、提案書等（様式5－3）によるものとする。)

チ 本業務に関する安全性の確保、品質の確保及び業務改善のためのモニター調査に協力できる者であること。

ツ 組合員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

テ 組合員のうち契約日時点での入札参加資格制限措置期間中の者には、当該期間中の管理業務を行わせないこと。

(2) 共同企業体

ア 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

イ 代表構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種（土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業）の許可を得ている者であること。

ウ 構成員は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加資格制限措置期間中の者でないこと。

エ 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）
が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

- (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 構成員は、県税を滞納している者でないこと。
- キ 構成員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 構成員は、令和7・8年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。
- ケ 構成員は、いわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。
- (※) 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって令和7・8年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
- コ 構成員の数は2者以上とする。
- サ 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- シ 共同企業体は、過去5年間(令和3年度～令和7年度)に国又は地方公共団体から次に示す5業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある構成員を含むこと。5業務の受注については、単独又は複数の別は問わない。
①道路維持補修業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川等維持管理業務、
④海岸維持管理業務 ⑤道路除雪業務（除雪業務、凍結抑制剤人力・機械散布業務）
(実績等を確認できる資料は、提案書等（様式5-2）によるものとする)
- ス いわき建設事務所管内に主任技術者を1名以上配置できる者であること。
また、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。
なお、主任技術者は代表構成員、構成員からの選任を問わない。
(主任技術者の名簿は、提案書等（様式5-1-1）によるものとする。)
- セ 道路維持補修業務の11区域毎に業務担当者を各1名以上、作業員を各2名以上配置できること。
なお、業務担当者とは区域毎に設置し、主任技術者の指示を受けて、作業員を指揮して当該区域内の業務を行う者をいう。
(業務担当者及び作業員の名簿は、提案書等（様式5-1-2）によるものとする。)
- ソ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）において、除雪業務の19区域毎に情報連絡員を各1名以上、除雪機械のオペレーターを計32名以上配置できる者であること。
なお、情報連絡員とは区域毎に設置し、主任技術者の指示を受けて、除雪機械のオペレーターと連絡を取り、当該業務の除雪作業を指揮する者をいう。
除雪機械のオペレーターは大型特殊自動車運転免許保有者28名以上とする。
(作業員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等（様式5-1-3）によるものとする。)
- タ 除雪作業期間（11月1日から3月31日）において、いわき建設事務所管内に除雪機械としてモーターグレーダー(3.1m級以上)17台、ホイールローダー(トラクタショベル(0.5~2.0m3))11台、凍結抑制剤散布装置4台、ダンプトラック(2t)4台を配置できる者であること。（リース見込みを含む。）
(除雪機械は、提案書等（様式5-3）によるものとする。)

- チ 本業務に関する技術力（安全性・品質確保）や業務改善のためのモニター調査に協力できる者であること。
- ツ 構成員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

4 プロポーザルの評価項目・配点

評価項目・配点は下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点	判断基準
予定技術者 (70点)	主任技術者 ①技術者が有する技術者資格及びその分野 ②又は③ (10点) ③、④又は⑤ (5点)	① 1級土木施工管理技士 ② 1級建設機械施工管理技士 ③ 2級土木施工管理技士 ④ 2級建設機械施工管理技士 ⑤ふくしまME ※ 複数の資格を有している場合は、点数の高い資格で評価する
	過去5年以内の同種業務かつ除雪業務の実績 (5点)	同種業務のいずれか、かつ除雪業務の実績がある
	配置 (5点)	専任で1名以上配置する
様式5-1-1 「主任技術者主要業務実績表」		
業務担当者 及び 除雪情報連絡員	業務担当者及び除雪情報連絡員が有する技術者資格及びその分野 ① (10点) ② (5点)	① 1級土木施工管理技士 (25名以上) ② 1級及び2級土木施工管理技士 (25名以上)
	過去5年以内の同種業務または除雪業務の実績 (5点)	同種業務のいずれかまたは除雪業務の実績がある (25名以上)
	配置 (5点)	35名以上配置する
様式5-1-2 「業務担当者及び除雪の情報連絡員主要業務実績表」		
作業員及び 除雪機械オペレーター	作業員及び除雪機械オペレーターが有する資格及びその分野 ① (10点) ② (5点)	① 大型特殊自動車運転免許 (50名以上) ② 大型特殊自動車運転免許 (35名以上)

		<p>過去5年以内の同種業務の実績 ①(10点) ②(5点)</p> <p>配置 ①(10点) ②(5点)</p>	<p>①同種業務のいずれかの実績がある(50名以上) ②同種業務のいずれかの実績がある(35名以上)</p> <p>①50名以上配置する ②35名以上配置する</p>
様式5-1-3「作業員及び除雪機械オペレーター主要業務実績表」			
除雪機械 (20点)	除雪機械 ①(20点) ②(10点)	<p>①モーターグレーダー(3.1m級以上) 18台 トラックショベル(0.5m3~2.0m3) 12台 ダンプトラック(2t) 5台 凍結抑制剤散布装置 5台 上記の除雪機械のいずれかで記載台数以上を確保できること(リース見込みを含む)</p> <p>②モーターグレーダー(3.1m級以上) 17台 トラックショベル(0.5m3~2.0m3) 11台 ダンプトラック(2t) 4台 凍結抑制剤散布装置 4台 上記の除雪機械をそれぞれ確保していること(リース見込みを含む)</p>	
様式5-3「除雪機械」			
地域における管理精通度 (20点)	過去5年間の受注業務実績 ①(20点) ②(10点)	<p>組合員、又は構成員は、</p> <p>①いわき建設事務所管内(勿来土木事務所管内を除く)で同種業務のいずれか、かつ除雪業務について受注実績がある</p> <p>②いわき建設事務所管内で同種業務のいずれか、かつ除雪業務について受注実績がある</p> <p>*上記の「業務」は、国又は地方公共団体発注の業務とする</p>	
様式5-2「受注業務実績」			
組織体制に対する提案 (40点)	的確性 ①明確な指揮系統(20点) ②緊急時等の迅速で確実な対応力(20点)	<p>休祝日および夜間を問わず維持管理業務の実施が必要な際に、確実に連絡がとれ円滑に作業を実施できる指揮系統・連絡体制が明確である提案に対して優位に評価する</p> <p>緊急時、気象警報発令時、震度5弱以上の地震が発生した段階に際して、迅速で確実な組織体制や人員の配置がなされている提案に対して優位に評価する</p>	
様式4-1「提案書-組織体制に対する提案」			
安全確保に対する提案 (20点)	本業務における安全確保と施工上の留意すべき点及び危険・注意箇所の把握	いわき建設事務所管内の地域特性を把握し、業務の安全確保を図る施工上の留意点及び危険・注意箇所等が明示されている提案に対して優位に評価する	
様式4-2「提案書-安全確保に対する提案」			

効率的・効果的な業務の実施に対する提案 (30点)	発注者との連携強化 (10点)	発注者との連携強化を図るための提案に対して優位に評価する（特記仕様書の第8章成果品に定める「維持管理データベース」の整理方法を含めて提案すること）
	業務作業の年間計画と進捗管理 (20点)	季節や行事等を視野に入れた年間の維持管理業務の計画と業務を確実に行うための進捗管理に係る提案に対して優位に評価する
	様式4-3 「提案書－効率的・効果的な業務の実施に対する提案」	

計 200点

※1 表中の過去5年とは令和3年度～令和7年度とする

※2 表中の「同種業務」とは①道路維持管理業務 ②舗装維持修繕業務 ③河川等維持管理業務 ④海岸維持管理業務とする

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び必要な様式等については、福島県いわき建設事務所（以下「いわき建設事務所」という。）のホームページからダウンロードして下さい。

なお、いわき建設事務所の窓口又は郵送等での配布は行いません。

（1）募集要領等の閲覧期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月22日（木）までとする。

（2）事務局

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地

福島県いわき建設事務所 企画管理部管理課

電話番号 0246-24-6120

電子メール iwaki.ken.kanri@pref.fukushima.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41380a/>

6 不明な点がある場合の質疑について

（1）質問書（様式1）の提出期限並びに提出先及び方法

質疑事項がある場合、質問書（様式1）を用い令和8年1月16日（金）17時までに、上記5（2）に電子メールで提出すること。なお、必ず電話で着信確認をすること。

（2）質問書に対する回答期限及び回答方法

令和8年1月21日（水）までに、質問回答書（様式2）を福島県いわき建設事務所ホームページに掲載する。

7 プロポーザル参加申込書の提出について

プロポーザル参加申込書（以下「申込書」という。）については、参加表明者の所属する協同組合、又は共同企業体で1提案のみとし、下記により令和8年2月2日（月）17時までに上記5（2）の事務局に1部持参すること。

なお、上記の受領期限以降における申込書及び添付書類の内容変更及び再提出は認めない。
[申込書に添付する書類]

（1）提出書類（協同組合・共同企業体共通：様式3-1、協同組合の場合は登記簿、定款、組合員名簿、事業計画書、若しくはこれらに準ずるものの中写し、共同企業体の場合は、様式3-2・様式3-3）

（2）提案書等（様式4-1、4-2、4-3、5-1（-1～3）、5-2、5-3）

（3）提案書等の作成について

- ①提案書等は、別添の様式（様式4－1、様式4－2、様式4－3）に基づき作成すること。
ア A4、片面使用、横書き、文字11ポイント以上とすること。
イ 様式4－1、様式4－2、様式4－3には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下（計6枚以下）にまとめて簡潔に記載すること。
ウ 提案は、「本業務における組織体系に対する提案」「本業務に対する提案」「道路等の維持管理に対する提案」について提案すること。
エ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- ②主要業務実績表（様式5－1（－1～3））、受注業務実績（様式5－2）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。
ア 主任技術者、業務担当者及び除雪の情報連絡員、作業員及び除雪機械オペレーターについて、主要業務実績表を作成すること。
イ 同種・除雪業務経験については、過去5年以内のものを1件以上記載すること。
- ③除雪機械（様式5－3）については自動車検査証の写しを提出すること。
(リース見込み分は除く)

8 ヒアリング

ヒアリングは令和8年2月13日（金）に実施する予定であり、詳細は一次審査の審査結果通知により通知する。

実施方法は次のとおりとする。

- (1) 対象者1者につきプレゼンテーション15分以内及び質疑応答10分程度とする。
- (2) プrezentationは提出した提案書等に沿って説明するものとし、新たな資料の使用は認めない。
- (3) プrezentationに機器類が必要な場合、事前に事務局へ連絡すること。
- (4) プrezentationは主任技術者が行うことを基本とし、参加者は3名以内とする。
- (5) ヒアリングは非公開とする。

9 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザルの審査は、上記4に定める評価項目に基づき審査し、提案書等の評価を行い、受注候補者及び次点の者を選定する。
- (2) 上記5(2)は、申込書を提出した者に審査の参考とする資料の提示を求める場合がある。
- (3) 受注候補者には、本業務について随意契約により業務を委託する。
- (4) 審査結果については、申込書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (5) この手続きに参加した者が、下記10(5)(6)の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を受注候補者とする。
- (6) 随意契約方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づく見積合せによるものとし、次のとおり行うものとする。
 - ① 日時 令和8年3月19日（金）15時30分（予定）
 - ② 場所 いわき市平字梅本15番地
いわき合同庁舎 南庁舎3階 大会議室

10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、失格とする。

- (1) 申込書が提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 申込書が様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないものの。
- (4) 申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査委員又は関係者に審査に関する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (7) ヒアリングに出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

1 1 各種様式等

様式は以下による。

- ①質問書 様式 1
- ②質問回答書 様式 2
- ③プロポーザル方式参加申込書 様式 3－1
- ④共同企業体 様式 3－2、 様式 3－3
- ⑤提案書 様式 4－1、 様式 4－2、 様式 4－3
- ⑥主任技術者、業務担当者及び除雪の情報連絡員、作業員及び除雪機械オペレーター主要業務実績表 様式 5－1（－1～3）
- ⑦受注業務実績 様式 5－2
- ⑧除雪機械 様式 5－3
- ⑨プロポーザル審査結果通知書 様式 6－1（受注候補者用）
- ⑩プロポーザル審査結果通知書 様式 6－2（次点者用）
- ⑪プロポーザル審査結果通知書 様式 6－3（非選定者用）
- ⑫公募型プロポーザル方式審査結果 様式 7

※ 本プロポーザルで使用する各様式は、福島県いわき建設事務所ホームページから取得することができる。

1 2 その他

- (1) 申込書に記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、申込者の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された申込書は返却しない。
- (3) 申込書の作成及び提出に要する費用は申込者の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客觀性を期すため、受注候補者、次点の者については、会社名を公表することを原則とする。また、受注候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- (6) 上記9（6）の見積合せは、令和8年2月福島県議会定例会において本業務に係る予算が議決されない場合は行わない。